

低入札調査基準価格制度及び最低制限価格制度について

加美町では、以下のとおり調査基準価格及び最低制限価格を設定します。

■建設工事

対象工事	予定価格が 130 万円を超える工事	
算出方法	<p>調査基準価格の計算式</p> <p>①直接工事費の 95% ②共通仮設費の 90% ③現場管理費の 80% ④一般管理費等の 55% 上記①～④の合計額（千円未満切捨て）</p> <p>【設定範囲】</p> <p>設計額の 70～90% （90%を超える場合にあつては 90%とし、 70%に満たない場合にあつては 70%とする）</p>	平成 27 年 5 月 1 日以後に 公告または指名通知する建 設工事から対象とする。
	<p>最低制限価格の計算式</p> <p>①直接工事費の 95% ②共通仮設費の 90% ③現場管理費の 80% ④一般管理費等の 55% 上記①～④の合計額（千円未満切捨て）</p> <p>【設定範囲】</p> <p>設計額の 70～90% （90%を超える場合にあつては 90%とし、 70%に満たない場合にあつては 70%とする）</p>	

■建設関連業務

対象業務	予定価格が 50 万円を超える建設関連業務	
算出方法	<p>最低制限価格の計算式</p> <p>設計額の 50%（千円未満切捨て）</p>	平成 29 年 5 月 1 日以後に 公告または指名通知する建 設関連業務から対象とす る。